

別記様式 5

被 処 分 者	認 定 番 号	秋田県公安委員会 第 2 3 0 7 9 8 号
	自 動 車 運 転 代 行 業 者 の名称または記号	アイ代行 池田明子
	主たる営業所が所在する 市区町村	秋田県由利本荘市
処 分 年 月 日		令和 7 年 2 月 2 6 日
処 分 内 容		指示処分
処 分 理 由		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第 12 条に規定する損害賠償責任保険(共済)契約を締結していたものの、保険(共済)掛金の未払いにより保険(共済)契約が失効した状態で、自動車運転代行業を行った。
根 拠 法 令		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第 12 条違反
処分を行った都道府県		秋田県